

## 質問書に対する回答

件名) 東関東自動車道 本矢作高架橋塗替塗装工事

No.	質問事項	回答
1	特記仕様書4-1(1)「主任(監理)技術者が、建設業法の許可業種に(塗装工事業)に係る資格を有する者であること。」とありますが、どのような資格を指しているのでしょうか。10年の実務経験も含まれるのでしょうか。	建設業法の許可業種(塗装工事業)に対応する資格または経験となります。詳しくは、建設業法など関係法令をご確認ください。
2	代理人等の常駐について土木工事共通仕様書1-7-2(2)4「しゅん功届を提出後、本章1-45に示すしゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間」とありますが、契約工期外にしゅん功検査を行った場合には専任期間は契約工期末と考えてよろしいでしょうか。	土木工事共通仕様書1-7-2(2)4に記載のとおり、しゅん功検査が終了するまでが専任期間となります。
3		
4		
5		